

中津在宅介護支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人敬愛会が設置する中津在宅介護支援センター（以下「支援センター」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び運営管理に関する事項を定め、支援センターの介護支援専門員等が、要介護又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護支援を行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条 本事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
3. 利用者の意思及び人格を尊敬し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。
4. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り総合的なサービスに努めるものとする。
5. 上記のほか「和歌山県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成26年和歌山県条例第76号）を遵守する。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 中津在宅介護支援センター

所在地 和歌山県日高郡日高川町船津1664番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 第4条 支援センターに勤務する職員の職種、職員数及び職務内容は次のとおりとする。

イ、管理者 1名 (介護支援専門員兼務)

管理者は、支援センターの職員の監督、指導、支援センターの利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

ロ、介護支援専門員 3名 (常勤3名)

介護支援専門員は、要支援要介護者からの依頼に応じ、及び心身の状況や置かれている環境などに応じ居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容、担当者などを定めた居宅サービス計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設などと連絡調整を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 支援センターの営業日及び営業時間は次のとおりとする。ただし併設施設等との連携により、相談窓口業務は24時間とする。

イ、営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から翌年1月3日までを除く。

ロ、営業時間は、8時30分から17時30分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

イ、利用者の相談を受ける場所

支援センター相談室

ロ、使用する課題分析票の種類

居宅サービス計画ガイドライン

MDS-HC

ハ、サービス担当者会議の開催場所

支援センターの会議室

ニ、介護支援専門員の居宅訪問頻度

1か月に1回を最低とし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における実施状況の把握、及び連絡調整等必要に応じ随時訪問する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、日高郡日高川町の区域とする。

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービス(現物給付)である時は、利用料は不要であり、法定代理受領サービスでないときは、その全額とする。

2. 前条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額とする。

イ、通常の事業実施地域を越えた地点から片道10km未満 100円

ロ、通常の事業実施地域を越えた地点から片道10km～15km未満 150円

ハ、通常の事業実施地域を越えた地点から片道15km以上1km毎に10円加算

3. 前項の交通費の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名押印を受けるこ

ととする。

(緊急時における対応方法)

第9条 介護支援専門員等は、居宅介護支援を実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第10条 支援センターは、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

イ、採用時研修 採用後3カ月以内において地方行政機関又は民間団体における介護支援専門員研修会に1回以上参加する。

ロ、継続研修 年4回とし、イ.における介護支援専門員研修会に参加する。

ハ、自主研修 社会福祉法人敬愛会職員で、介護支援専門員ほか社会福祉主事・看護師・介護福祉士の資格を有する職員を対象に、支援事業、援護対策に係る事例研修を、年6回を目途に研修会を開催する。

2. 職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

3. 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、職員でなくなった後においても、秘密保持する旨の内容を有する職員との雇用契約とする。

4. 人権擁護 指定居宅介護支援等の事業を行う者は、指定居宅介護支援等の利用者の人権を擁護するため、指定居宅介護支援等を提供する事業所ごとに、人権擁護推進員を置くとともに、その従業者に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

(関係市町村等との連携)

第11条 支援センターは、通常の事業実施地域を始め、事業実施に係る関係市町村の老人保健福祉計画ならびに介護保険事業計画等の実施に関し、総合的に協調するものとする。

2. 支援センターは、事業の実施に当たり、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。

(協議)

第12条 支援センターは、この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人敬愛会理事長と支援センター管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(身体拘束等の禁止)

第13条 支援センターは、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 支援センターは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

イ、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

ロ、身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

ハ、従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 支援センターは、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- イ、虐待防止に関する責任者の選定
- ロ、苦情解決体制の整備並びに成年後見制度の利用支援
- ハ、高齢者虐待のための指針の整備
- ニ、職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- ホ、虐待防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の定期的な開催及び委員会での検討結果について職員への周知徹底

(感染症予防、まん延防止の対策)

第15条 支援センターは、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）の定期的な開催及びその結果について職員への周知
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- 3 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

(事業継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的な実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附則

この規定は、平成12年 4月1日から施行する。

改正. 平成14年 4月1日から施行する。

改正. 平成17年 5月1日から施行する。

改正. 平成18年 7月1日から施行する。

改正. 平成18年11月1日から施行する。

改正. 平成23年11月1日から施行する

改正. 平成24年2月1日から施行する

改正. 平成25年4月1日から施行する

改正. 平成26年4月1日から施行する

改正. 平成26年7月1日から施行する

改正. 平成27年4月1日から施行する

改正. 平成27年5月15日から施行する

改正. 令和2年4月1日から施行する

改正. 令和6年4月1日から施行する